

令和6年度第11回沖縄海区漁業調整委員会議事録

日時 令和7年2月14日（金）
午後 14時02分～15時57分
場所 沖縄県庁6階第2特別会議室

出席者

委員 12名

（会場参加）

上原 亀一	委員	八前 隆一	委員	山内 得信	委員
新立 弘子	委員				

（Web参加）

赤嶺 博之	委員	池田 博	委員	当真 聡	委員
大谷 健太郎	委員	藤田 喜久	委員	山川 彩子	委員
天方 徹	委員	城間 恒浩	委員		

事務局職員

紫波 俊介（主任書記）	米丸 浩平（主任書記）
松崎 遣大（主任書記）	

水産海洋技術センター

北 朋紘（研究員）	田畑 瑠那（研究員）
-----------	------------

○事務局（紫波） 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、委員会を始めさせていただきます。

まずは資料の確認です。本日の資料は、議事次第、議案書の2点でございます。資料に不足がありましたらお申し付けください。

それといつもの約束事です。携帯をお持ちの方はマナーモードの設定をお願いします。ご発言の際には挙手の上、議長の指名を受けた後にお願いします。途中退席される際には挙手の上、議長の許可のもと、退席されてください。

本日もウェブ併用の会議となっております。会場にお越しの方は、専用のマイクがありますので、スイッチをオンにしてから発言をお願いい

たします。また、ウェブ参加の方は発言をされる際にはマイクをオン、それ以外はオフでお願いします。カメラは、原則として、オンにしてください。

それから会議の資料については通信速度の関係もあり、画面共有しないよう進めてきましたが問題ありませんでしょうか。不都合がある方は、お申し付けください。

では、ただいまより、令和6年度第11回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

議事に入る前に、本日の出席状況を確認させていただきます。本日の出席状況ですが、会場には上原会長、八前委員、山内委員、新立委員の4名にお越しいただいております。ウェブでは、赤嶺委員、池田委員、当真委員、大谷委員、藤田委員、山川委員、天方委員、城間委員の8名にご参加いただいておりますので、委員定数15名に対し、12名のご出席があり、本日の委員会は成立しております。

本委員会の議事進行につきましては、運営等規定第6条により、議長は会長が務めることとなっております。それでは上原会長、よろしくお願いいたします。

○事務局（米丸） 事務局の米丸です。その前に今日の議案進行についてなんですけれども、議会对応の関係で、事務局長の井上は欠席させてもらっておりまして、報告1、その次に議案3という順番に進んだ後に、議案1から順次、進行させていただきたいと思いますので、申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

○上原会長 はい。それでは、本日の議事を進めさせていただきます。本日、議案が4件と、協議事項が3件、報告事項が1件、提案されておりますので、ご審議お願いをいたします。審議に入る前に、本日の議事録署名人は当真委員、山川委員のお二方をお願いをいたします。

それでは審議に入りますが、冒頭、事務局から説明があったように、議会の関係上、先に報告事項の方から進めさせていただきたいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。それでは、事務局の方から説明してください。

【報告事項1 沖縄県漁業調整規則の改正について】

○事務局（紫波） ありがとうございます。

78 ページをご覧ください。報告事項1、沖縄県漁業調整規則の改正について。

沖縄県漁業調整規則は、漁業法及び刑法の一部改正に伴い、規則の関

係条文を改正する必要があります。

また、併せて、規則の採捕制限対象種の明確化と見直し、備付け等を命じることのできる機器に漁業実態に応じた機器の追加、文言の適正化と誤記の訂正を行うことを考えております。

漁業法第 57 条第 5 項、第 119 条第 8 項及び水産資源保護法第 4 条第 7 項により、知事は、規則を改正しようとするときは、委員会へ諮問を行い、答申を得る必要があります。

つきましては、その進捗について本日はご報告いたします。

79 ページの方は関係法令となっておりまして、こちらの方に漁業法第 57 条、119 条、水産資源保護法第 4 条の該当部分を記載をさせていただいております。都道府県知事は、規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない、となっております。

次に 80 ページの方をご覧ください。こちらの方が規則の一部改正に係る進捗状況でございます。令和 6 年 1 月から水産課での改正案の検討を開始しておりまして、7 月から水産庁と調整を開始しております。本規則は農林水産大臣の認可が必要ですので、水産庁との事前の調整が必要となっております。また、県の総務私学課、法規担当課との調整を行い、12 月から現在、検察庁の調整を行っているところであります。

12 月 13 日には、海区漁業調整委員会への報告をさせていただきました。令和 7 年 1 月 17 日には漁業団体への意見照会を行いまして、本日、海区漁業調整委員会で、進捗状況を報告させていただきたいと思っております。

今後については、現在、検察庁の方に問合せをしておりますので、検察庁の回答をいただいた後、パブリックコメント、県民への意見公募を開始しまして、1 ヶ月間、期間を終えた後、パブリックコメントの回答などを行っていききたいと思っております。パブリックコメントが終了し次第、内水面漁場管理委員会、海区漁業調整委員会への諮問・答申を行っていききたいと思っております。

そのため、海区漁業調整委員会の諮問答申については、4 月 11 日の海区漁業調整委員会への諮問・答申をお願いしたいと考えているところであります。蛇足ですが 4 月 15 日に農林水産大臣への認可申請を考えており、5 月中旬に認可をいただいた後、5 月下旬に規則の一部を改正する規則の公布を行いたいと思います。また、規則の中の刑法部分の改正については、刑法の改正自体が 6 月 1 日からとなっておりますので、それに合わせて施行を行っていこうと考えております。進捗の方は以上です。

81 ページ以降についてはですね、今回パブリックコメントを行う内容について参考までに、添付しております。これに近いような形で4月11日の海区漁業調整委員会への諮問は行いたいと考えております。

事務局からは以上です。

○上原会長 今、報告事項が説明終わりましたが、この件について何か、委員の皆様からご質問等ありましたら、お願いしたいと思います。

○上原会長 はい。特にご質問等ないので報告事項については、そのまま、報告終わりということにさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(はいという声)

○上原会長 はい、ありがとうございます。ではこれで報告事項については終了させていただきます。

それでは、議案の方に入らせていただきます。冒頭、説明ありましたように、議案につきましても、議案の3、沖縄県資源管理方針の変更について、から進めさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。事務局、よろしくお願いします。

【第3号議案 沖縄県資源管理方針の変更について（諮問）】

○事務局（松崎） はい。それでは事務局からご説明させていただきます。冒頭申し上げましたとおり、事務局の都合で議案の順番を変更させていただいております。ご協力ありがとうございます。

今回ご提案させていただきます資源管理方針の改正は、県知事管理区分のくろまぐろ漁業のルールに関連した改正案となっております。概要について、30 ページの方でも一緒に確認させていただきたいと思いますので、冒頭から読み上げさせていただきます。

沖縄県資源管理方針では、くろまぐろ漁業の管理区分として前期（4月から7月）及び後期（8月から翌年3月）を設定し、漁獲量の総量管理を行っています。また、くろまぐろ漁業の操業は、広域漁業調整委員会指示によって制限されており、それぞれの指示で認められた者を除き、各委員会が管理する海域での操業が禁止されています。

本県知事管理区分のくろまぐろ漁業は、日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下、「日本海・九州西広調委」と表記）指示に基づく操業がほとんどを占めていますが、太平洋広域漁業調整委員会（以下、「太平洋広調委」と表記）指示に基づく承認を受けた漁船（1隻）による漁業も存在します。

本県知事管理部分において、令和元年度から令和4年度における太平

洋広調委の承認に基づく漁業による漁獲はありませんでしたが、近年になって、太平洋広調委が管理する海域で好漁場が形成されたことから、漁獲量が急増しております。太平洋広調委が管理する水域は、漁期の開始が早く、操業1回あたりの漁獲量が他の漁業よりも著しく多いため、現在の管理手法を継続した場合、特定の漁業者が本県漁獲可能量の大半を消化し、他の漁業者の操業機会及び漁獲量が著しく減少することが懸念されます。

本改正の目的は、太平洋広調委が管理する海域で操業する漁業を対象とした知事管理区分を新設し、県内くろまぐろ漁業者の漁獲機会の均等を図ることにあります。

資源管理方針の変更を行う際は、関係漁業調整委員会の意見を聴くことが漁業法第14条で義務付けられていることから、今回、委員の皆様へお諮りさせていただきます。

また管理区分の新設に加えて、管理の効率化を目的とした軽微な変更を合わせて実施したく存じますので、合わせてお諮りさせていただきます。

現状も含めて、今後のスケジュールを下の四角の箇所にお示ししております。令和7年1月17日から2月17日にかけて、意見集約、パブリックコメントを実施しているところであります。そして本日、令和7年2月14日から委員会への諮問、こちらの答申を受けた後に、令和7年2月中旬から下旬にかけて、農林水産大臣への承認の手続きを行いたいと考えております。こちらの承認を受けた令和7年2月下旬以降に改正した方針の公表・周知に移行する予定となっております。

31 ページは、県の方から委員会に提出をしております、諮問の文書となっておりますのでご確認をお願いいたします。

32 ページと 33 ページは県水産課の方から事務局に提出しております、今回の改正に至る経緯の部分になります。1番から順にご確認をお願いいたします。

まず○の1番と2番につきましては先ほど読み上げました内容と同一ですので割愛させていただきます、3つ目の部分から一緒に確認お願いいたします。令和元年4月、沖縄県で総漁獲量による管理、TAC 管理と呼ばれるものです。こちらが本格的に開始され、これ以降すべての年度が漁期半ばで採捕停止に至っているという状況にあります。

次項です。採捕停止発令以降は、操業に係る経費が生産額を上回るために、休漁を余儀なくされている漁業者がいらっしゃいます。現状として、沖縄近海で操業する漁業で漁獲量を十分に消化している状況にあつ

て、なかなかこの新しい漁業というのが受け入れるのが難しい状況にあるということをご理解いただければと存じます。実際の操業の状況について下の表 1 にまとめております。「操業隻数」と記載しておりますが、こちら誤りでして、「水揚げ隻数」となっておりますので、ご了承ください。

次に 2 番、沖縄県に所属する太平洋広調委承認漁船による漁獲の特徴について、一緒にご確認をお願いいたします。

1 つ目、令和元年度から令和 4 年度における水揚げはなかったが、令和 5 年以降で急激に増加している。こちら表 2 の方に、太平洋広調委の承認漁業による漁獲量と、その他の沖縄県知事管理区分のくろまぐろの漁獲量を表で示しております。赤枠の部分が太平洋承認漁業によるものなんですけれども、令和 5 年に 6.2 トンの水揚げを記録して令和 6 年には 13.2 トンとさらに拡大をしているという状況でございます。

では 2 番の文章の方に戻ります。令和 6 年度前期における 1 隻による 1 日あたりの平均水揚げ量は、本県周辺海域の 6 倍以上に達しております。

3 つ目、太平洋広調委が管理する海域は、3 月の時点で漁獲が始まっており、年度開始と同時に多量の水揚げが可能となっております。補足といたしまして、本県周辺海域の場合ですと、漁獲が増加し始めるのは 4 月下旬から 5 月上旬頃となっております。

33 ページの 3 番をご覧ください。現在の管理方法に対する懸念点と、今回の方針の改正案についてまとめております。

1 つ目、現在の管理方法は、海域別の管理を行っておらず、いずれの海域で漁獲しても同じように漁獲枠を消化する。

2 つ目。すいません。30 ページと同じ内容になるんですけれども、すいません読み上げます。現管理方法を継続した場合、本県近海で漁獲が始まる前に、太平洋広調委承認漁船が、本県に配分された漁獲枠の大半を消化し、その他漁業者の操業機会及び漁獲量が大幅に減少することが懸念される。

3 つ目、本改正は、太平洋広調委が管理する海域での漁獲可能量を 10 トンと設定し、太平洋広調委承認漁船とその他漁業者間における漁獲機会の均等を図ることを目的としている。

4 つ目、太平洋広調委承認漁業者には漁獲可能量を 10 トンとすることについて、事前に承諾を得ている。

5 つ目、その他の改正点として、国からの追加配分や他県との融通があった際の漁獲可能量の変更を円滑に行うため、軽微な文言の変更を合わせて実施する。4 番のスケジュールについては、30 ページですでお話しておりますので割愛いたします。

34 ページと 35 ページにつきましては、今回改正を行います、沖縄県資源管理方針の別紙 1－2、くろまぐろ（大型魚）の方になります。変更点につきましては、36 ページ以降で新旧対照表を掲載しておりますので、そちらでご説明させていただきます。

資料 36 ページをお開きください。こちら左側が今回ご提案させていただきます改正案、右側が現行の資源管理方針となっております。まず初めの変更点なんですけれども、第 2 の 1、沖縄県くろまぐろ（大型魚）漁業、（4 月から 7 月まで。以下「前期」という）の項目の（1）の②、対象とする漁業になります。こちら先ほどもご説明したようにこれまでの方針の中では、海域の区分等を設けていなかったもので、沖縄県の中に存在する知事管理漁業すべて明記をしている状況にあるんですけれども、今回太平洋広域漁業調整委員会の承認漁業を別の管理部分と設定するにあたり、こちらに記載されている沿岸くろまぐろ漁業の文言を削除し、一番最後に具体的に、沿岸くろまぐろ漁業を除くという文言を追記している状況でございます。

次の 2、沖縄県くろまぐろ（大型魚）漁業、（8 月から翌年 3 月まで。以下「後期」という）につきましても同様に、②の対象とする漁業で同じ記載の変更を行っておりますのでご確認をお願いいたします。

次に 3、沖縄県太平洋沿岸くろまぐろ（大型魚）漁業（以下「太平洋沿岸」という）こちらが今回新設をさせていただきます太平洋広調委承認漁業を対象とした管理区分になります。上から順に確認をお願いいたします。

（1）当該知事管理区分を構成する事項、①水域、漁業法施行令第 16 条第 1 項に規定する太平洋、こちらは施行令に広域漁業調整委員会を設置する海域というものが明記をされておまして、その中で、太平洋広調委が管理する海域というものが明記されておまして、そちらを引用する文言となっております。

次に進みます。②対象とする漁業、沖縄県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業、です。③漁獲可能期間、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで、こちらを通年とさせていただきます。

（2）漁獲量の管理の手法等、当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次の通りとする。①当該管理年度中、（②に規定する場合を除く）陸揚げした日から 3 日以内。②知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該知事管理区分の末日まで。陸揚げした日の翌日となっております、こちらは

1 の前期、2 の後期、双方と同じ記載内容となっております。また少し補足なんですけれども、②の知事が法第 31 条の規定に基づく公表というものは、漁獲可能量の 7 割を超過した際に、法令に従って公表するものとなっておりますのでご承知のほどお願いいたします。

次に第 3、漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準についてです。

実際に太平洋沿岸の漁獲可能量を設定する内容につきましては、表にまとめておりますので表をご確認ください。知事管理漁獲可能量として太平洋沿岸に新たに 10 トンを設定し、留保枠として 1 トンを設けております。

また、前期の漁獲可能量はこれまで知事管理漁獲可能量に配分された全数量から後期の数量を除いた数量としておりましたが、太平洋沿岸の 10 トンをこちらから捻出しておりますので、太平洋沿岸という文言を追記しております。

最後に第 3 の 5 の項になります。こちらは今回あわせて実施させていただきたい軽微な変更の箇所になります。変更前の文言を確認させていただきます。

国の資源管理基本方針の変更により、本県に配分される都道府県別漁獲可能量が追加された場合、追加された全数量は、前期中であれば、前期の知事管理漁獲可能量へ、後期中であれば後期の知事管理漁獲可能量にそれぞれ追加するものとされております。こちらの内容ですと、少し取り回しが難しい箇所が 2 ヶ所ございまして 1 つが、今回この対応が可能となるのが国の資源管理基本方針の変更した場合のみということで非常に限定的な条件となっているもの。もう 1 つが、都道府県別漁獲可能量が追加された場合のみしか適用できないというところで、場合によっては集計ミスなどで減少するといったケースも想定されておまして、こういった場合に、柔軟な対応ができないというようなところを取り回しが難しい箇所となっております。そういった場合にも柔軟に対応できるように、変更させていただく内容として、「変更」となっている箇所を「変更等」とし、「追加」となっている部分を「増減」という形で変更させていただきたいと考えております。

では次に 38 ページご確認ください。今回の改正及び諮問に関する関係法令となっております。漁業法の第 14 条に記載がございます。今回、該当する箇所を下線で引いておりますので、ご確認をお願いいたします。

39 ページが、今回の諮問に対しての答申案として掲載をしておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

事務局からは以上です。

○上原会長 はい。ただいま、第3号議案、県資源管理方針の改正についての説明が終わりました。

この件について、委員の皆様から何かご意見、ご質問等ありましたら、お願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

○山内委員 はい。

○上原会長 はい。山内委員どうぞ。

○山内委員 はい。ちょっと早口で理解するのに、私もまだ理解できておりません。ゆっくりちょっと教えて欲しいんですけども。

結論から言うと、この1隻10トン。これ、権利といいますかね。水産課は与える、沖縄県は与える、という内容だと思いますが、この1隻に10トン与えるとですね、それじゃ俺にも10トンくれよ。という話が必然的に起きるんじゃないかなと考えているところですけども。もしそういうことが起きたときにですね、どのような対応でどのような回答をするべきなのか。

また、この個別割当のようなことをやるんだったら、この沖縄県の資源管理の配分方法というか、ルール自体、根本をすべて見直したほうがいいのではないかと考えてるところなんです。総量管理でやってるじゃないですか。もう、個別割当の方法に切り換えていった方がいいのではないかと、そういうふうになんて感じてるところです。

その点について2点ほど、教えて頂きたいです。

○上原会長 はい。じゃあ事務局答えてください。

○事務局（松崎） はい。ありがとうございます。

まず1つ目のこの10トンの漁獲枠ということについて、今回枠を設定することによって、その他の漁業者も同様に枠を要望されるのではないかとこの項目についてなんですけれども、こちらの漁業者、令和4年以前につきましては沖縄近海で操業していた漁業者になるんですけども、その時から10トンを超える漁獲の実績をお持ちの方で、なおかつこの太平洋の方でも最大実績としては13トンを上回る漁獲実績がある状況にあります。今回の10トンというものは、この最大実績を下回る部分にもなりますので、そういった意味でもこの承認漁業者に関しては一定の制限を課している状況にありますので、その他の漁業者についても今回のものは、10トンを担当するものではなくて、むしろこの制限をかけるものなのだとこのころはご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

2つ目の、個別の部分に関しては山内委員がおっしゃっていただいたように、将来的には目指していく部分であるというふうに考えておりま

すし、他の選択肢といたしましても他県で取り入れられているような漁協ごとの配分といった方法ですとか、様々な方法があるというふうに認識しております。ですので、そういった様々な選択肢をお示ししながら、現場の方のご意向を踏まえてご検討させていただければと考えております。以上です。

○上原会長 第3号議案、資源管理規程の方針の改正について、他に何か委員の皆さんから。ご意見、ご質問ございませんか。

はい。八前委員どうぞ。

○八前委員 ちょっと1点だけ確認させてください。今回この漁業者に10トン漁獲可能量を確保するということなんですけど、留保枠の1トンというのは、どういう確保なんでしょうか。

○上原会長 はい。

○事務局（松崎） はい。お答えいたします。

この漁業者と交渉する過程の中で、ちょっとまだ留保の部分についてまでは議論を詰めきれてない部分があって、10トンという漁獲可能量をお示しをしたところです。留保については、全体の漁獲可能量の設定の中でおよそ9割を漁獲可能量とし、1割を留保枠とするっていうのがありますので、それに倣って留保として設定をしているところです。

ただ先ほどお答えしたように、漁獲可能量には関わらない部分になりますし、この留保の部分が運用されなければ、来年繰り越しとして運用するといったことももちろん可能になってくる部分ではありますので、十分対応できる範囲なのではないかと考えております。以上です。

○上原会長 どうぞ。

○八前委員 今最後に言った、留保を繰り越した場合、次年度、この1隻はじゃあ自分の留保だよね、自分のもんじゃないのっていうことにはならないですか。

○上原会長 はい。じゃあ事務局どうぞ。

○事務局（松崎） はい。その点については、こちらからきちんと説明をして、そもそもあなたが使える枠は漁獲可能量の10トンですよっていうことでお話はさせていただきますし、仮に10トンを超過した場合というのはもう先ほどもお話しました、漁業関連法令遵守の観点からも、やはり認められる事項ではありませんので、何かしらの処分をさせていただくことにはなるかと思います。

○上原会長 はい。他に何かご質問ご意見等ございませんか。

はい、了解です。慎重に検討を進めるべきというご意見もございましたが、これ今後の手続きっていうか、4月の運用開始を見据える以上、

今日である程度決定をしていかなければいけないということでございますので、他にご質問等がなければ、お諮りをさせていただきたいと思います。

第3号議案について、資源管理方針の改正について、事務局提案のとおり承認をするということによろしいですか。

○山内委員 はい、会長。私は明確に反対します。

○上原会長 はい、了解しました。他の委員はいかがでしょうか。

はい。特に他の委員はご異議ないようですので、反対1ということをもって、今回の提案については、答申案も含めて提案のとおり承認することといたします。では次に、議案に戻ります。

[第1号議案 浮魚礁の敷設承認申請について]

○上原会長 第1号議案、浮魚礁の敷設承認申請について、を提案します。事務局より説明をしてください。

○事務局（米丸） はい、それでは事務局からご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。今回はですね、事後承認が1件と新規の承認申請が1件ありますので審議をお願いいたします。委員会指示の抜粋を枠内に記載しておりますのでご確認ください。

今回、事後承認は久米島町の更新に伴う再敷設なんですけど、こちらの第6の(3)ですが、再承認後に流出を確認し年度末までに再敷設する場合、というものを読みかえて事後承認とさせていただいております。

また、2ページに承認の流れについてフロー図を掲載しております。赤い矢印のところが今回の申請になっております。石川漁協の方ですね、左側の矢印になるんですけども、令和6年6月に流出しておりまして本来であれば、令和6年7月に開催される委員会までに承認を受けて、令和7年3月までに敷設する場合は協議書不要だったところなんですけど、この特例がないものですから協議書の方は揃えてもらっているということです。

3ページから4ページの方に、現時点の承認等基数を掲載しておりますのでご確認ください。

次に5ページの承認申請一覧をご覧ください。まず、新規承認の方から、石川漁協さんから令和6年に流出した石川第4号を同位置に敷設する承認申請がありまして、協議書のほう揃っていることを事務局で確認しております。表層式の浮魚礁で水深は1800メートル、ロープ長が2300メートルとのこと。またその次、事後承認に関して、久米島町から浮魚礁更新に伴う事後承認申請が、久米島町5番、6番の2基あります。

いずれも令和6年12月17日に敷設済みである旨、完了届の提出もありまして、2基とも協議位置から2分以内に敷設されていることを確認しています。

続きまして6ページですね、こちらに今回申請のあった3基のパヤオの位置図を掲載しております。久米島の方はわかりにくいんですが、久米島の北にある黒い四角になっております2つ。

また、7～11ページに石川漁協の申請書類を掲載してます。11ページに協議書1枚だけサンプルでつけておりますのでご確認ください。12～18ページに久米島町からの申請書類を添付しております。こちら18ページに、久米島町からの完了届を参考として添付しておりますのでご確認ください。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○上原会長 はい、ただいま第1号議案について、新規承認1基、事後承認2基ということで提案がありました。

本件について何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

特にないようですのでお諮りしたいと思います、よろしいですか。

(はいという声)

○上原会長 では、第1号議案、浮魚礁の敷設承認申請について、新規承認1基、事後承認2基について、提案のとおり承認することとよろしいでしょうか。

(はいという声)

○上原会長 はい。ありがとうございます。ご異議ありませんので、第1号議案については、提案のとおり承認することといたします。

[第2号議案、ウミガメの採捕承認申請について]

○上原会長 次に、第2号議案、ウミガメの採捕承認申請について、を提案します。事務局より説明をしてください。

○事務局（米丸） はい。それでは事務局からご説明いたします。

議案書19ページをご覧ください。ウミガメの採捕承認申請について漁業目的が1件、試験研究目的が1件ありますのでご審議をお願いいたします。

20ページの方に、承認の判断基準を掲載しておりますけれども、今回、漁業目的が1件ありまして、アオウミガメ10頭の申請がありますので、基準に従いまして10頭そのまま承認予定としております。

続いて21ページをご覧ください。こちらに漁業目的の申請を掲載しております。今回、伊良部漁協所属の漁業者からアオウミガメ10頭の申請

があり、今回が初めての申請のため、基準に従いまして申請どおり 10 頭を承認する予定です。今回の承認でアオウミガメがこれまで 154 頭承認を出していたところ 164 頭となる見込みです。なお、捕獲頭数は 205 頭ありますので、幾分かの余裕があるという状況です。

次に 22～23 ページに、漁業用なので申請書類を通例どおり掲載はしておりませんが、承認証の案を掲載しております。採捕頭数がアオウミガメ 10 頭のみとなっております。採捕区域が下地島周辺海域です。採捕期間がちょっと間違えてるんですが、今日、令和 7 年 2 月 14 日から、6、7 月が禁漁になりますので、令和 7 年 5 月 31 日までの期間になります。失礼しました。令和 7 年 5 月 31 日までになります。使用する船舶はこの方が所有する船舶で、承認の期間は、採捕期間と同様で、令和 7 年 5 月 31 日までとなります。裏面に注意事項等を記載しております。

続きまして 24 ページをご覧ください。こちらに試験研究目的の申請一覧を載せております。今回、久米島町商工観光課から、こちらウミガメ館を所管する部署になりますが、衰弱個体の保護、原因調査と標識放流による回遊調査ということで、1 年間の承認申請があります。こちらに関しては、昨年も同様の申請があり継続調査であること、内容も昨年と同様のため、詳細の方は割愛させていただきますけれども、久米島周辺は、ご承知のとおりアオウミガメが最近非常に多いということで、アオウミガメの採捕数のみ、昨年 20 頭だったところ 100 頭に大幅に増やして申請されております。

なお、昨年は 24 ページのとおり、アオウミガメ 20 頭、アカウミガメ 1 頭、タイマイ 3 頭の採捕報告がありました。

25～27 ページの方に、申請書類、28～29 ページに承認証の案を掲載しておりますのでご確認ください。

28 ページの承認証案の方で少し説明させていただきますが、久米島町商工観光課、ウミガメ館から、採捕数量がアオウミガメ 100 頭、アカウミガメ 15 頭、タイマイ 20 頭、採捕区域が久米島周辺海域、採捕期間が本日、令和 7 年 2 月 14 日から 1 年間、令和 8 年 2 月 13 日まで、採捕従事者が裏面記載となっております。使用する船舶は無しとのことです。承認期間も同様に令和 7 年 2 月 14 日から令和 8 年 2 月 13 日までとなっております。裏面に採捕従事者を載せてますが、ちょっと氏名まで隠してしまったんですが、こちらウミガメ館職員になっております。下の方に注意事項等を記載しております。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○上原会長 はい、第 2 号議案の説明終わりました。

この件について何かご意見、ご質問がありましたら、お願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

○山内委員 よろしいですか。

○上原会長 はい、じゃあ、山内委員どうぞ。

○山内委員 ちょっと確認ですけれども。承認期間が1年になってるのは、試験目的だからですか。

○上原会長 はい、事務局。

○事務局（米丸） 事務局からお答えします。その通りでございます。

少しだけ補足しますと、6、7月というのは漁業調整規則に基づいて採捕禁止期間になっておりますので、漁業目的では捕れないんですが、試験研究の場合は、別途水産課に、特別採捕許可申請を試験研究目的で出していただければ、6、7月の採捕ができますので、試験研究に関しては通年、1年間を通して承認をすることとしております。

○上原会長 はい。他ございませんか。

はい。特にご質問等ないようですので、お諮りをしたいと思います。

第2号議案、ウミガメの採捕承認申請について、漁業用1件、試験研究1件について、事務局提案のとおり承認をするということでよろしいでしょうか。

（はいという声多数）

○上原会長 はいありがとうございます。ご異議等ないようですので、第2号議案については、事務局提案の通り承認することといたします。

【第4号議案、ソデイカの採捕に関する委員会指示違反について】

○上原会長 次に、第4号議案、ソデイカの採捕に関する委員会指示違反について、をお願いします。事務局より説明をしてください。

○事務局（米丸） はい。それでは事務局からご説明いたします。

議案3を飛ばしていただいて、議案書40ページをご覧ください。ソデイカの採捕に係る委員会指示違反について、ということで読み上げていきます。

沖縄県漁業調整委員会指示6第3号の第4に定める沖縄海区におけるソデイカの旗数制限に関して、漁業監督吏員により令和6年11月28日、29日に漁港を巡回し、立入検査を実施したところ、8件の違反を現認し、被疑者に事情聴取したところ違反事実を認めたものです。本件の違反者に対し、沖縄海区漁業調整委員会指示違反に対する処分方針に基づき、委員会から警告文書、違反が確認された船舶の所有者及び違反者の所属漁業協同組合に対しては、指導依頼文書をそれぞれ発出する事務局案に

についてご審議をお願いしたいと思います。

こちらについては、以前の委員会でご報告した違反について警告文書を発出するというものになっております。枠内に、委員会指示の抜粋と処分方針の概要がありますのでご説明します。委員会指示では、50 海里以内の海域で操業する場合、旗数は予備を含めて 30 本以内、50 海里を超えた海域で操業する場合は 50 本以内という制限があります。処分方針の方では、委員会指示違反の程度による違反者への口頭注意や文書による警告、裏付け命令等の処分の程度を定めておりまして、ソデイカ旗数制限違反は重大な違反となりますので、初回から文書による警告を行うこととなっております。あと、すみません。議案書のほう、太字のところ、採捕禁止期間違反とあるんですが、これは旗数制限違反の間違いですので、訂正をお願いします。旗数制限違反であっても同様に、重大な違反に該当することになります。

先ほども申し上げましたが、本件に対する事務局案なんですけれども、違反者に対しては警告文書を発出する。反者と船舶所有者が異なる事例もありますので、一部については船舶の所有者と、所属漁協に対しては指導依頼の文書を発出したいと考えております。

41～43 ページに、それぞれの文書案を掲載しておりますので、ご確認ください。41 ページに、違反者への警告文書を掲載しておりますので、こちらだけ読み上げていきたいと思います。

違反者の住所氏名あてで、沖縄海区漁業調整委員会会長からの文書になります。委員会指示違反に対する警告について（通知）。当委員会は漁業法第 120 条第 1 項に基づき、水産動植物の繁殖保護、漁業権等の適切な行使及び漁場の使用に関する紛争の防止等を目的として、関係者に対し、沖縄海区漁業調整委員会指示を発出し、水産資源の管理と漁業秩序の維持に努めてきたところです。

しかし、貴殿においては下記のとおり、委員会指示の違反が確認されましたので、今後、違反行為を行わないよう警告します。

記、1、違反者、違反者の氏名、住居、生年月日、役職、所属漁協を記載する予定です。2、違反条項、沖縄海区漁業調整委員会指示 6 第 3 号の第 4（旗数制限違反）。3、違反共用船舶、船名、漁船登録番号、総トン数、漁業種類、旗流し、その他記載のあるものと、所有者の氏名を記載する予定です。違反事実としては、漁業者〇〇は法定の除外事由がないのに、同人が所有もしくは操業する漁船〇〇（漁船登録番号）で、50 海里以内の違反も 2 件ありますので、50 海里以内の場合は 50 海里以内でという文言を入れた上で、ソデイカ漁に使用する目的で、旗竿〇本

を掲載し、沖縄海区漁業調整委員会指示6第3号第4に違反したものである、という文書になっております。

42、43 ページの方はですね、このとおり警告したので、二度と違反を行わないよう指導お願いします、という文書になっておりますので、ご確認ください。

44 ページに違反者の一覧と、45 ページに、違反事実を認める旨の申述書をとっておりますので、1 例だけ掲載しております。44 ページで説明させていただきます。まず、11 月 28 日に現認した事例ですけれども、糸満漁港で、糸満漁協所属の A 丸で所有者と違う a 氏という方が旗数を 52 本搭載しておりますして 2 本の超過ということで申述書をとっております。こちらに対しては a 氏と別途、所有者の A 氏にも、指導依頼の文書を発出する予定です。

続きまして 2 つ目です。同じ糸満漁港で確認しておりますけれども、知念漁協所属で、こちらも所有者と使用者が異なる B というものに対して、同じく 52 本の搭載で 2 本の超過ということで警告を発出したいと考えております。

続きまして翌 29 日です。所属が国頭漁協で、安田漁港の方で、こちらは所有者と違反者が同一の C 氏という方で、50 海里以内で操業する予定で、36 本搭載していたということで 6 本の超過になります。

その下、与那原西原漁協の所属船で、当添漁港で D～G まで。うち F と G に関しては、所有者ではない方になりますけれども、それぞれ 56 本、59 本、58 本、55 本の搭載がありまして、超過が確認されました。

その次、海野漁港で、知念漁協所属の H 氏という方、こちらは所有者と違反者が同一になりますが、こちらも 50 海里以内で操業予定で 33 本搭載していたということで 3 本の超過として警告文書の発出を予定しているところです。

最後に、ちょっと前後するかもしれないんですけど、46 ページの方に、委員会指示違反に関する手続きの方を掲載しておりますので、こちらをご説明させていただきます。

まず 1 つ目です。委員会指示の法的効力ですが、委員会指示は法令ではないため、それだけで法的な効力はなく、知事の「裏付命令」がなければ違反者に対する罰則は適用されません。

2 つ目、警告。委員会が委員会指示違反の報告を受けたときは、「委員会指示違反の処分方針」の規定に従いまして違反者に対し文書による「警告」等を行うことになります。

3 つ目が、命令の申請です。次の違反で、警告後も委員会指示に従わ

ない者に対して委員会は、知事に対してその者に委員会指示に従うべきことを命ずべき旨を申請できる、ということになります。裏付命令を出してくださいという、知事に対する委員会からの申請になります。

これがあれば、県の方が委員会から申請を受けたときは、知事はその申請に係る者、違反者に対して、異議があれば 15 日以内の一定の期間に申し出るように催告をすることになります。

5 番目、裏付命令。異議の申出がないとき、または異議の申出に理由がないときは、知事はその者に対して、委員会指示に従うべきことを命ずることができる。こちらが裏付命令になります。

6 つ目、罰則です。知事の裏付命令に違反した場合、漁業法に基づく罰則が適用されることになります。こちらが 1 年以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処されることになります。また、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具等は没収することができる、という規定もございます。

概念図が一番下にありますが、県の方で、違反を現認したら海区委員会に報告を行いまして、まず最初に、違反者に対して委員会から警告を発出することになります。その次、繰り返しになるんですが、違反を確認して海区委員会に報告をした後、2 回目でもう裏付命令を発出すべきという判断がされれば、委員会から沖縄県に裏付命令を出してくださいという申請を行いまして、それを受けて沖縄県の方が違反者に対して催告、異議がないか聞き、異議申立がなければ、もしくは異議の申出に理由がなければ、知事から裏付命令を出すというような流れになります。

あと補足なんですけど、裏付命令に関してはですね、罰則というわけではないんですけども、漁業法に基づく命令ということになりますので、例えば、積立ぷらすや漁船リース事業等、各種補助事業が返還の対象となる恐れもありますので、関係する漁協には、この旨もお伝えした上で重々違反のないように指導してください、ということをお伝えしたいと考えております。

47～51 ページまでに、参考として処分方針とソデイカの委員会指示を掲載しておりますのでご確認いただければと思います。

長くなりましたが事務局からの説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○上原会長 はい。ただいま第 4 号議案について説明が終わりました。

本件について何かご意見、ご質問等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○新立委員 よろしいですか。

○上原会長 はい、新立委員どうぞ。

○新立委員 この漁業者は、この漁業法違反の罰則のこれ、みんなわかるのかね。違反者に対する手続きとか、違反したら 50 万円以下の罰金。そういうのは皆、了解しているんでしょうかね。

○上原会長 はい、事務局。

○事務局（米丸） はい。了解しているかどうかわかりませんが、今回の違反で即罰金というわけではないので、最終的に裏付命令が出されて、それでも違反したら罰金になります、ということをお知らせしたいと思っております。

新立委員 そうしたらこれ、警告の通知がありますよね。「警告します。」のその後ろの方に、今後違反した場合は、今みたいな、罰金 50 万とか、何回まで警告なったら、それがはつきりしないから、次やっても警告になるんじゃないでしょうか。

○上原会長 はい、事務局。

○事務局（米丸） そうですね、何回やっても警告になると思われるのは本意ではないので、最終的には罰則、漁業法に基づく罰則が適用される可能性があります、ということは記載させていただければいいかと思うんですけど、何回やったら罰則とか、何回まではセーフなんだ、ということにもとられかねないので、違反が続くようであれば、最終的には漁業法に基づく罰則が適用される恐れもありますという、一言記載するような形でよろしいでしょうか。

○新立委員 後ろを変えたら。「警告します」ってだけ書いてあるものですから、また次も違反した場合は警告します、で終わるのかなと思って。それで、ちょっと質問しました。

○上原会長 課内で検討して、

○事務局（米丸） はい、そうですね。課内で検討して、新立委員がおっしゃるように最終的には罰則もあるよということを追記したいと考えます。はい。

○上原会長 他ございませんか。

はい。特にご意見等はないようですので、お諮りをしたいと思います。

今回、ソデイカの委員会指示違反、旗数制限違反に関する案件については、事務局提案のとおり、違反者には警告文、あと、船舶の所有者及び所属漁協さんには、指導依頼文というかたちで、事務局案どおり発出するというところでよろしいでしょうか。

（はいという声多数）

○上原会長 はい、ありがとうございます。ご異議ないようですので、

第4号議案については、事務局提案のとおり承認することといたします。

〔協議事項1 浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する委員会指示の更新及び令和7年度敷設承認予定数（案）について〕

○上原会長 次に、協議事項に入ります。浮魚礁に関する委員会指示の更新及び令和7年度敷設予定数案について、を提案します。

事務局より説明をしてください。

○事務局（米丸） はい、それでは事務局からご説明いたします。

議案書52ページをご覧ください。浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する委員会指示の更新及び令和7年度敷設承認予定数案について、現行の浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する沖縄海区漁業調整委員会指示6第1号は、令和7年3月31日をもって有効期間が終了します。新たな指示を発動する必要があるため、内容及び指示の発動についてご協議をお願いします。

今後のスケジュールですが、今回の委員会で協議の上、次回の委員会で正式に承認をいただいた後、3月中に沖縄県の公報に登載予定となっております。

先月も説明した内容ですけれども、今回の更新における変更点は、単なる時点修正ですね。指示番号の修正と指示の期間の修正のみを予定しておりますので、具体的な説明はちょっと割愛させていただきたいと思っております。54ページ以降に案を掲載しておりますので、後ほど、もし何かお気づきの点があれば教えていただければと思います。

また、こちらがメインになりますが、先月から今月にかけて実施した令和7年度浮魚礁承認予定数に係る要望調査の結果を取りまとめまして、令和7年度の承認予定数の事務局案を作成しましたのでご確認をお願いします。

なお、取りまとめの結果、敷設可能な150基の範囲内に収まっていたことから、特段の調整は不要ですが、事務局案のとおり、来月の委員会で正式に決定する前に、各敷設者に対して、この案でいいかということと事前通知し、次回の委員会で承認予定数を決議してよいかということについて、ご協議いただければと思います。

それでは53ページの方ですね、順に説明していきたいと思っております。

まず初めに、ちょっと小さくて申し訳ないんですけど、左の方で赤字になってるところが、先月示した数字から変更のあったところになりますので、順に説明していきたいと思っております。まず名護漁協ですが、承認済で未敷設の1基があったんですが、一昨日敷設したということで、

敷設中の基数を4、未敷設を0に変更しております。同じく名護市も、一昨日まとめて入れたということで、未敷設が0で敷設中が1基になっております。下りていただいて、第3ブロックの沖縄市漁協ですね、先月から今月にかけて1基の流出があったということで、敷設中が6から5に、流失枠が1から2に変わっております。また八重山漁協ですね、承認済未敷設が1基あったところ、敷設完了届も出ておりますので、敷設中が5から6、未敷設が1基から0に変更になっております。左側の変更は以上です。

あとは右側の欄外に書いてあるところを説明していきたいと思うんですが、国頭漁協ですね、今年、本当は1基入れる予定だったんですが、今年作成が間に合わないということで令和7年に作成中の1基を、もう1基を令和8年に敷設したいという要望がありましたので、令和7年度の承認予定数は今年から1基増えて9基になる予定です。

あと読谷漁協、浦添宜野湾漁協、久米島漁協、与那原西原漁協、伊良部漁協、多良間村ですね、これまで流失枠で持っていたところがあったんですが、敷設予定はないということで、今回、減になる予定です。

また那覇市沿岸漁協、那覇地区漁協、近海鮪漁協3漁協共同で入れているところですね。離島再生で令和7年に1基、令和8年に1基入れる予定があるということで、流出枠が2基あって1基は2年を超えるんですけども、それに变えて、また要望があるということで、5基になっております。座間味村漁協ですが、先月の委員会でしたか、承認をとっております、確認したところ未敷設になっており、もし敷設されなければ、2年を超えて、未敷設なんです、礁体もあって6年度に敷設予定ということで、来年も同様に1基の承認予定としております。知念漁協ですね、承認済未敷設が2基あり、どちらも2年超未敷設にはなっているんですが、未敷設の1基に関しては令和6年度内に敷設ができる予定で、もう1基についても、令和7年までには作成して敷設できる予定と伺っておりますので、そのまま8基予定としております。沖縄市漁協ですが、今作成中の1基があり、こちらを令和7年度に敷設予定、もう1基は令和7年度に作成し、7年度になるか8年度になるかわからないが敷設予定と伺っておりますので現在枠と同様に7基を承認予定としています。与那城町漁協が、令和8年度に離島再生で1基入れる予定があるということで新規を1つ予定しております、昨年より1基増えて3基の予定。石川漁協が、令和7年度に離島再生で2基入れる予定があるということで、2基増えて、5基から7基になっております。金武漁協、こちらが新規要望が1基あり、お話を伺ったところ、礁体もあるという

ことで来年確実に入れられると伺っております。八重山漁協も同様、新規1基の要望がありまして、こちらも礁体がもう準備できているということで、6基から7基に増える予定です。

一番下、北大東村は、結構前から入れたいという話はあったんですが、なかなか具体的な敷設計画が全然示せなかったんですけれども、ようやく今回、令和8年度に水産庁事業で敷設予定で漁港漁場課と調整を始めているとのことでするので、新規1基を計上する予定にしております。

その結果、令和7年度の承認予定数も令和6年とたまたまなんですが、同数で146基の承認予定数となる見込みです。

こちらで特に問題がなければ、これから各敷設者に事前にこの数字で間違いはないかということを確認した上で、次回委員会で承認予定数を決議したいと考えております。

事務局からの説明は以上ですが、指示内容と承認予定数案の内容と、それを事前通知することについて、ご協議のほどよろしく願いいたします。

○上原会長 はい。ただいま事務局より説明がありましたが、この件について何か委員の皆様からご意見等ありましたらお願いします。

いかがでしょうか。

○上原会長 はい。特にご意見等ないので、協議事項の1、浮魚礁の委員会指示の更新と、あとは敷設承認予定数の決定については、事務局説明のとおり、事業を進めていただいて、来月の委員会で承認をしていただくということで進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【協議事項2 スジアラ及びシロクラベラ資源の保護培養に関する委員会指示の更新について】

○上原会長 では、次の協議事項2をお願いします。

○事務局（米丸） はい、それでは事務局より説明いたします。

議案書60ページをご覧ください。スジアラ及びシロクラベラ資源の保護培養に関する委員会指示の更新について、ということで沖縄海区漁業調整委員会指示6第2号については、令和7年3月31日をもって有効期間が終了することから、新たな委員会指示を発動する必要があります。

更新にあたり、水産海洋技術センターから、本日、北さんと田端さんに来ていただいておりますので、スジアラ及びシロクラベラの資源状況等について報告をしていただいた上で、その報告を受けて、次期委員会指示の内容や期間等についてご協議いただければと思います。

また協議の上は、3月14日開催の次回委員会において、事務局から新指示案を提案させていただく予定です。参考に枠内に現在の委員会指示の内容を載せておりますのでご確認ください。

事務局案を後程説明しますので、先に水産海洋技術センターの田端さんから情報提供、よろしくお願いいたします。

見えますでしょうか。大丈夫ですか。

○上原会長 大丈夫。

○事務局（米丸） はい。じゃあ、お願いします。

○水技センター（田畑） 水産海洋技術センターの田畑と申します。

本日はスジアラ、シロクラベラの資源状態と体長制限効果ということで、当センターの方から説明させていただきます。

まずスジアラ・シロクラベラの体長制限の背景についてなんですが、スジアラ・シロクラベラは資源の小型魚の漁獲や生息環境の悪化に伴い資源量が減少しているという状況がありました。そこで沖縄本島の北部海域で小型魚（1kg未満）の漁獲を制限する自主管理が2003年から開始しました。2015年にこの自主管理が委員会指示に移行し、その後、北部から対象海域が徐々に拡大して、現在に至るということになっています。現在の指示内容は先ほど米丸さんからご説明があったとおり、全長40cm未満のスジアラ類、全長35cm未満のシロクラベラ、小型のスジアラとシロクラベラについて、採捕・所持・販売の禁止となっています。

体長制限の実施期間なんですけども北部では2003年から、このオレンジ色に塗った東部海域の方で2019年から体長制限が実施されています。

そこで今回は、北部東部海域におけるスジアラとシロクラベラの資源量を推定することで、市場での体長測定データから体長制限の履行率を算出しまして、海域間で比較し、体長制限の効果というものを検証しました。

次行きます。スジアラとシロクラベラの漁獲量の推移を示しています。これは1994年から推移を示してるんですが、スジアラは左側、北部、東部を示しています。スジアラでは北部、東部海域ともに、ちょっと上下はあるんですが、ここ近年は横ばい傾向で漁獲量は推移しているというところになります。シロクラベラが、北部で体長制限が開始した2003年以降、ちょっとずつ漁獲量が増えていて、東部の方では横ばい傾向にあるというふうな状況になっています。

こちら資源量なんです。まずスジアラです。北部の方は自主管理が始まった2003年以降、資源量が徐々に増加しています。東部の方もですね体長制限が始まった2019年以降、ちょっと増加傾向にあるというふう

に考えられます。CPUE、1 隻当たりどれぐらい魚がとれているかという値も赤線で示してるんですが、北部海域では委員会指示後に上昇傾向で、東部海域でも委員会指示後に上昇傾向にあるという傾向が見えます。

シロクラベラの方も、北部海域では自主管理が始まった期間に増加傾向に転じているというところですよ。委員会指示後、北部海域で横ばい、東部海域でも増加傾向が見られるという状況になっています。CPUE の方も、北部海域では自主管理、委員会指示期間でともに増加する傾向になっていまして、東部海域では委員会指示後に上昇しているという傾向が見られるというふうになっております。

実際に体長制限を継続した場合と、もしここで体長制限を解除した場合に、資源量がどういふふうに動くかというのを VPA という手法で推測しています。スジアラですが、資源量は体長制限を解除継続ともに少し減少した後に増加に転じるというふうな推定結果になっています。体長制限を継続した場合、解除した場合に比べると、10 年後の資源量が 2.8 トン増加するというふうな結果が出ておりまして、資源量を増やすために体長制限の継続が非常に重要であるということが、数字上はわかってきています。

シロクラベラもそうなんですが、体長制限解除では資源量が減少してしまう。10 年後に 24.4 トン減ってしまうというふうな推定結果になっています。一方で、体調制限を継続すると資源量が横ばいに維持できるというふうな推定結果です。シロクラベラの方も、現状の資源の持続的利用のためには、体長制限の継続が必要であるというふうに推測されます。

こちらが体長制限を維持した場合と、解除した場合の漁獲量の推移なんですが、スジアラの場合は体長制限の有無にかかわらず、漁獲量は変わらないということなんですけども、マクブの場合は、制限を解除するよりも、制限を継続することで漁獲量が増加するということがわかっています。

こちらが市場調査結果から見る体長制限未満の個体の分布の割合を示しています。スジアラの方は、北部、東部ともに制限開始後に漁獲制限体長の個体が減ってまして、直近 5 年の平均は、北部で 0.3%、東部で 10.4%となっています。シロクラベラの方も制限開始後に、小さいサイズの魚は減少してまして、直近 5 年の平均だと北部で 1.4%、東部で 23.1%ということになっています。依然として東部の方では制限サイズ未満の漁獲量が、北部より、高い結果になっています。

結果をまとめます。漁獲量は、スジアラの方は北部東部ともに横ばいの傾向があります。シロクラベラの方が北部では増加傾向、東部では横ばいの傾向ということがありました。資源量なんですが、スジアラは両海域で、資源量、CPUEともに増加傾向。シロクラベラは、北部で横ばい、東部で増加。CPUEは両海域ともに増加傾向にあるということが推測されます。資源量の将来予測ですが、スジアラは、制限継続で、解除した時よりも資源量が増え、シロクラベラは制限を解除すると、資源量は減少してしまっていて継続することで現状を維持できるというふうなことが推測されました。体長制限の履行率なんですが、両種とも東部海域の方が制限サイズ未満の漁獲率が高いというふうな傾向があるということはわかりました。

これらの結果から、資源の増加維持のためには制限の維持が非常に重要であるということで、特にまだ制限サイズ未満の漁獲率が高い、東部海域での制限遵守が必要であるということが言えるかなというふうに思っています。以上で説明終わります。

○事務局（米丸） はい、ありがとうございます。

今の説明にもあったとおり、引き続き制限の継続が必要ということなので、60 ページの一番下に戻るんですが、事務局案としては、委員会指示の内容は同内容で継続して問題ないのではないかな。あと、委員会指示の期間なんですけれども、令和5年に県内全域に広がって、毎年度更新してきたところなんですけれども、特に支障等もなく、同内容をしばらく継続すべきということであれば、指示の期間を複数年、例えば3年とかにしてもよいのではないかと考えております。

事務局からの説明と提案は以上なんですけれども、この内容についてご審議のほどよろしく願いいたします。

○上原会長 ただいま事務局から説明がありましたが、今後の進め方、考え方について説明いただきました。

この件について、委員の皆さんから、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

はい、山内委員どうぞ。

○山内委員 2つほどちょっと質問させてください。62 ページですね。

スジアラもシロクラベラも、自主管理のときは、ちょっと増えてますよね、棒グラフでいうと。ところが委員会指示をして、そこからちょっと下がり傾向になって資源量はちょっと減っている傾向となっています。その因果関係をどのようにとらえてるか、お聞かせください。

○水技センター（北） 漁獲量に関してはですね、ちょっと漁獲量は

やはり天候だったり、漁業者の人数だったりで変わってくるものなので、漁獲量からは一概にその資源の状態ってのは言えないっていう状況は、あります。

シロクラベラに関しては、この自主管理期間では、まさにその体長制限の効果が出て、海の資源量が増えて、漁獲量が上がってきたっていう経緯はあると思います。委員会指示の後に、横ばいになってるっていうのは、おそらく、シロクラベラはちょっともう高止まりしている傾向があるのではないかなと考えているところです。

スジアラに関しては、ちょっと漁獲量に関しては難しいところであるんですが、63 ページの上のスライドで、簡便な資源量の指標である CPUE を赤線で示していますが、こちらは自主管理期間には横ばいなんですが、委員会指示期間でやや増加傾向に転じていることから、体長制限効果は少しは表れているのかなっていうところではあります。ただ、そちらがもともと主要な漁獲サイズが大きくて、なおかつスジアラの生態に沿ってみると 40cm は体長制限サイズとしては正直まだ十分な値ではないんですよね。本当に生態に沿うと、もう少し大きいサイズの漁獲制限をかけないといけないところを、少し落として 40cm という形で取ってるので、シロクラベラよりはその体長制限効果が出にくい魚種になってるのかなと考えています。

○山内委員 ありがとうございます。

もう 1 点ですね。CPUE の表を先ほど説明受けましたけれども、これは確かに赤線の折れ線グラフが上がっていつているんだが、棒グラフは、漁獲量が若干下がっているわけですよね。というと、やっぱりおっしゃるように、天候の関係とか漁業者の人数の関係とか、そういうのがあって、漁獲量は減っているけど、隻数が減っていつて、1 隻当たりの釣果は上がっているというふうな関係だと思えますけれども、そうですか。

○水技センター（北） はい。おっしゃる通りで、漁獲量自体は昔に比べたら少ないようになっているんですが、CPUE というのは 1 日に 1 人の漁業者が何 kg 獲ってくるかという値で計算していて、そもそもの漁業者数が、昔に比べてかなり減ってきているので、CPUE 自体は漁獲量が減っているにもかかわらず、横ばいから増加傾向で、推移してるという結果となっております。

○山内委員 結果的に資源は増えているという判断ができるということでしょうか。

○水技センター（北） はい。そういうふうにいえると思います。

○山内委員 はい、ありがとうございます。

○上原会長 はい。他、ご意見等ございませんか。はい、当真委員。

○当真委員 さっき事務局からの案で、委員会指示を1年から3年にしたらどうかという意見あったんですが、3年にするのもいいんですが、やっぱり毎年、今みたいな資源の増減の報告はするべきじゃないかと思うんですよ。そうすることによって、保護培養に対する意識づけをすることができると思うので、できれば毎年でもいいんですけど、3年にするんだったら、やっぱり今のような報告をしっかりとやってもらいたいというのが意見です。以上です。

○上原会長 はい、事務局。

○事務局（米丸） はい。おっしゃる通りだと思います。もちろん、委員会指示による効果等の議論を継続していく必要があると思いますので、複数年になったとしても、例えば毎年1回は状況を報告するというような機会を設けたいと考えております。

○当真委員 はい、了解しました。

○上原会長 はい。次、八前委員どうぞ。

○八前委員 当真委員とちょっとかぶる感じがするんですけど。

複数年にした場合、やっぱり今、資源量は上がってるという話がある中で、じゃあ漁業者としては、これを生業としてる人達は、もう獲ってもいいんじゃないかと。1年ごとで考えてもいいんじゃないかっていう意見も出てこないのかなというところはあって。

だから、複数年でやるという意見を出すのであれば、漁業者に対してもししっかりと説明をしないと、資源量は増えてるんですけど3年にしましょうでは、多分納得はもらえないのかなと思う気がするんですけど、いかがでしょうか。

○上原会長 はい。

○水技センター（北） ただ、体長制限の資源管理の手法としては、その効果なんですけど、そもそもこの管理手法って海の中の、例えばアカジンとかマクブの数が増えてるわけではないんですよ。これ、何で40 cmにしているかというと、例えばまだ20 cmのアカジンを1匹とるよりも、40 cmに育つまで残しておいて、大きくなってから獲った方が重量も多くなって、なおかつ単価も高くなるので、相対的に海の資源量、海の中のスジアラのトータルの重量が大きくなるよねっていう原則のもと、体長制限を実施しています。なので、資源量が増えてきたから、じゃあ、40 cmの制限をやめようってなると、今まで効率的に40 cmと自分が高く買ってもらえるように、我慢して効率的に漁業をしていたものを崩してしまうことになるので、漁業者の皆様にとっても不利益を被るようなことに

なってしまうんじゃないかなと思っているところです。

米丸さんからお願いします。

○上原会長 はい。

○事務局（米丸） はい。説明がないわけではないんですが。

逆に委員の皆さんに伺いたいんですが、やっぱりその 35 cmとか 40 cm っていう制限があることによって何かしら、やっぱり実はもうちょっと小さいやつの方が高く売れるんだよなとか、そういう実態があるのかどうかを、ちょっとお聞かせいただけたらありがたいんですが。

どうですかね。新立委員とかいかがでしょうか。

○上原会長 はい、じゃあ、新立委員どうぞ。

○新立委員 よろしいですか。小さいのは、料理屋さんがよく使うんですね。やっぱり1匹ずつで、あんかけしたり、煮付けしたりする。アカジンでもマクブでもね、2つに切って煮付けする。バター焼きするっていう業者さんがいないんで。

だから結局、言っては失礼ですけど、密漁といえる、隠して売ってる漁業者もいると思うんですね。だから、直に料理屋さんを持っていきたいんですね。だから、いつまでたっても禁漁っていうのはできないと思うんですね。

だからもう、仲買人も魚屋もやってるんですけど、私達からしてみれば、やっぱり2 kg以上あったら、結構いい値段で売れるし、競りかけしても値段的には高いです。自分たちからしてみれば、今みたいに資源管理した方が、漁業者のためにもいいと思います。

よろしいでしょうか。はい。

○上原会長 これ、複数年にする場合、各漁協とかと意向調査とかもやるっていうのは検討してますか。

○事務局（米丸） 今は検討してなかったんですが、意向調査はすべきかと思います。ですので、今回ちょっと意向調査してみて、もし難しければ、例年どおり単年度で更新をして、特に異議がないというのであれば3年、というようなことでいかがでしょうか。

○新立委員 よろしいですか。

○上原会長 はい、新立委員。

○新立委員 調査するときは、潜りの漁業者に調査しないと。はえ縄とか1本釣りとかで調査しても、潜りの人たちは納得しないんですね。だからできれば、潜りシンカ（仲間）の人達に調査して、意見をもらった方がいいんじゃないかなと思います。

○事務局（米丸） はい。漁協に対して、潜水器漁業の許可を受けて

いる人の意見を集約して欲しいというような形で。

○新立委員 そのほうが一番いいと思います。

○事務局（米丸） わかりました。

○新立委員 我々聞いてないっていう人もいますよ。やっぱり聞いてないっていう漁業者もいるもんですから。それでお願いします。

○上原会長 はい、他ありますか。

はい。特にないようですが、指示の更新については継続という方向性はオッケーだとは思いますが、期間については、各漁協とかの意向等も確認した上で、次回の委員会までにまとめて提案していただけるように進めていただければと思いますが、皆さんそれでよろしいですか。

（はいという声多数）

○上原会長 はい、じゃあそのように進めていただければと思います。

〔協議事項 3 与那国周辺海域における国際ひき縄釣り大会に関する委員会指示の発動について〕

○上原会長 次の、国際ひき縄釣り大会に関する委員会指示の発動について、ですが、協議内容の説明をしてください。

○事務局（米丸） はい。ちょっとその前にですね、チャットの方で、山川委員が3時頃、大谷委員が3時半頃に所用で退席されてますので、この場で報告させていただきます。

○上原会長 はい。了解しました。

○事務局（米丸） はい。それでは協議事項3のほう議案書67ページをお開きください。以前から委員会でご報告、協議させていただいている件になりますが、与那国周辺海域における国際ひき縄釣り大会に関する委員会指示の発動についてということで、説明させていただきます。

外国人のひき縄釣りについては、「外国人漁業の規制に関する法律（外規法）」、及び「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（漁業主権法）」に基づき禁止されております。ただし農林水産大臣が水域機関を指定して告示した場合に限り認められることとなっております。

現在、与那国町及び与那国町漁協が地域振興のために国際カジキ釣り大会を開催したい意向を示しておりまして、水産庁と告示に向けた調整を進めているところです。

告示にあたっては、漁業調整上、無秩序な採捕や漁場利用上の紛争が生じる恐れがないよう、一定の公的な担保が求められていることから、現在、海区漁業調整委員会指示による大会の承認制を検討しているとこ

ろです。

つきましては、委員会指示の内容及び委員会指示までのスケジュールについて協議をお願いいたします。委員会指示の内容に関しては、ほぼ前回と同様なんですけれども、今回、主にスケジュール感について、協議いただければと思います。

委員会指示の内容に関して、規制対象は、大会期間中の大会水域内における遊漁によるひき縄全てを規制対象とする予定です。承認の対象は、大会の主催者とし、遊漁によるひき縄釣りは、承認を受けた大会に参加して行わなければならない、というふうになります。大会の主催者は大会の終了後に採捕実績をとりまとめて報告することとする予定です。

こちらの指示の案が、68～69 ページにありまして、ほぼ変わってないんですが、69 ページの一番上ですね、以前、「クロマグロと水産資源の保護培養及び漁業調整上、問題のある水産動植物の採捕を行わない」というふうな記載だったんですが、この大会自体がカジキ類のみの対象とするということで、その他のものが釣れたときは放流するというルールになっていることから、「水産資源の保護培養及び漁業調整上の配慮としてカジキ類以外の採捕を行わないイベントであること」ということを承認の基準に入れるところだけ、変更するような方向で調整しております。

メインの委員会指示までのスケジュールなんですが、八重山漁協と竹富町、石垣市の、いわゆるこの大会水域の関係者から同意書を取得。こちらは主催者の方に取得してもらって、主催者である与那国町及び関係する与那国町漁協から、連名で委員会へ要望書を出してもらうことになっており、要望書に関しては、令和7年1月9日付で受け取っております。要望を受けて、委員会指示発動に向けた手続きを進めていくことになっております。70 ページにかがみ、要望書は 71～75 ページまで掲載しておりますので、後程ご確認いただければと思います。75 ページ、1 件だけですが、関係する水域関係者からの同意書を例として掲載しておりますのでご確認ください。内容としては、この委員会指示の内容を発動してよいかということに対する同意になっております。

67 ページに戻っていただいてスケジュールなんですが、月ごとに記載しております。

まず2月、海区委員会では指示内容の調整、こんな感じで良いかっていうのを今調整しております。沖縄県と水産庁との間で、今度また別の与那国町から県の方に要望を出してもらってそれを受けて、県から国あてに告示を要望する要望書の対応について調整しているところです。

3月に入りまして、海区委員会でこの指示内容で発動することによい

かという内諾をもらった後に、国の方に要望書を提出しまして、それを受けて水産庁で告示改正のパブリックコメントを行い、特に問題がなければ告示改正という流れになります。パブコメは県同様、1ヶ月程度行うことになりますので、だいたい告示改正の時期が、4月下旬から5月ぐらいになるかと思います。委員会指示を発動するという決議自体は、国の方で何ら手続きがない中で、国際ひき縄釣り大会の委員会指示を発動するという決議するのは不適切ですので、パブリックコメント等、国の方で告示改正に向けた動きが確認できた時点で、委員会の方で決議を取りまして、委員会指示を発動する。

6月の委員会で大会の承認申請を受けまして、7月頭にカジキ釣り大会が開催されるというような流れになる見込みです。

事務局からの説明は以上ですが、このような進め方でよいかということについてご協議いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○上原会長 はい。ただいまの説明が終わりましたが、協議事項3、委員会指示の発動に向けてのスケジュール感ということなんですが、本件について、何か委員の皆様からご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

当真委員どうぞ。

○当真委員 意見っていうよりも、自分も与那国のカジキ釣り大会は何度か見学しに行ってるんですけども、本当に島を挙げてのビッグイベントですごいなというふうに感じておりまして、自分も4月から海区調整委員でなくなるので。

6月ぐらいに、これが発令されることを、許可されることを望んで、ぜひ進めていただきたいと思っております。以上です。

○上原会長 了解です。他ございますか。事務局。はい、どうぞ。

○水技センター（田畑） すいません。水技センターなんですが、少し班の中から1点質問があったのでお伺いしたいことがあるんですが。

この外規法施行規則に、三トン未満の船舶により若しくは船舶によらないで行うもの又は三トン以上の場合は日本の国籍を有する漁業者に乗せてもらえばOKっていうふうな書き方だと思うんですが。

例えば、外国の方が自分の船で来られてひき縄釣り大会に参加したいという場合は、どういう運用になるのかなっていうふうな質問があったので、もし今おわかりになれば、教えてください。

○上原会長 はい。どうぞ。

○事務局（米丸） はい。まさか身内から聞かれるとは思わなかったんですが、この部分に関しては、今、国に対する要望の中でも少し、内容

としては、日本の遊漁船業の登録を受けた船舶に乗って大会に参加すること、というようなことを書いて欲しいという話があるので、委員会指示の内容に関しても、遊漁船業法の登録を受けた遊漁船業者の船舶に乗って参加すること、というようなことは記載する予定です。ここは今、目下調整中のところです。

○上原会長 もう一個、外国籍の船を。

○事務局（米丸） なので、外国籍の船に関しては、委員会指示で、外国籍の船で参加するということをはじく予定にしております。

○山内委員 はい、いいですか。

○上原会長 はい、山内委員どうぞ。

○山内委員 隻数なんかは制限かけてるんですか。

○事務局（米丸） 隻数の制限は特にかけてないんですが、例年カジキ釣り大会の釣果が10匹前後ぐらいですので、そこまで制限の必要性はないかなというのと、あと隻数制限よりもう、あちらで用意できる船の数が上限があるようで、いくら参加したい人が増えても、これ以上船が増やせないというのが実情のようです。

○上原会長 はい。他ありますか。

はい。特にご意見等、否定的な意見がないようですので、カジキ釣り大会ですね、無事に開催できるように、委員会としても指示を出して、サポートができればという思いでいるところです。では、事務局提案のと通りのスケジュール管理を進めてよろしいですか。

（はいという声多数）

○上原会長 はい、ありがとうございます。事務局、そのように進めていただければと思います。

はい、協議事項についても以上です。あと報告事項が先に終わりましたので、付帯決議の方を取らせていただきます。本日の議決事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については、事務局に一任する、ということでよろしいでしょうか。

（はいという声多数）

○上原会長 はい、ありがとうございます。付帯決議についても承認といたしたいと思います。それから議事、今回ちょっと長めの進行になりました。休憩もトイレタイムも取らず、すみませんでした。スムーズな議事進行にご協力いただきましてありがとうございます。これで進行を事務局に戻したいと思います。ご協力ありがとうございました。

○事務局（米丸） はい。上原会長、議事の進行ありがとうございました。また、委員の皆様もお忙しいところ、長時間ご参加いただきまし

てありがとうございました。

事務局から次回の日程についてアナウンスいたします。令和6年度第12回委員会は3月14日金曜日、14時から開催予定となっております。会場は、今回と同じく県庁6階第2特別会議室でウェブを併用した開催を予定しております。ご参加よろしくをお願いいたします。

なお、次回が現在の任期で最後の委員会となる予定ですので、よろしくをお願いいたします。最後に質問や確認事項等がございましたら発言をお願いいたします。特によろしいでしょうか。

○上原会長 最後くらいは会場に来て下さい。

○事務局（米丸） はい。最後はぜひ、お時間が許す限り会場に参加していただければと思います。それでは以上をもちまして終了とさせていただきます。ウェブ参加の委員の皆様もご退席いただいて構いません。次回の委員会もよろしくをお願いいたします。本日は大変お疲れ様でした。

○上原会長 はい、お疲れ様でした。ありがとうございます。

（ありがとうございます。）